

第14回 通常総会議案書

日 時：令和 7 年 6 月 13 日(金)

場 所：ホテルサンルート佐野

公益社団法人 佐 野 法 人 会

第14回 通常総会次第

1. 開 会
2. 来 賓 紹 介
3. 会 長 挨 拶
4. 議 長 選 出
5. 議事録署名人選出
6. 議 事

〔報 告〕

- I. 令和7年度事業計画の件
- II. 令和7年度収支予算の件
- III. 令和8年度税制アンケート実施状況報告の件

〔議 案〕

- 第1号議案 令和6年度事業報告の件
- 第2号議案 令和6年度収支決算報告の件
- 第3号議案 任期満了に伴う役員改選の件
 - ① 定款変更について
 - ② 役員改選について

7. 法人会功労者感謝状贈呈式
8. 来 賓 祝 辞
9. 閉 会

* 記念講演会

いまむかし
「唐澤山神社の今 昔」～ふるさとに誇れる場所を目指して～

唐澤山神社 宮司 佐野由希子 氏

* 会員交流会

功 勞 者 表 彰 名 簿

(敬称略)

1 佐野税務署長 感謝状贈呈者

大 関 輝 雄	三 好 仁
松 本 静 夫	新 井 邦 彦

2 会員増強功績者表彰

〈優秀賞〉

株式会社足利銀行佐野支店

〈敢闘賞〉

株式会社栃木銀行佐野支店	蓼 沼 恒 男	三 好 仁
田 沼 照 康	遠 藤 計 二	亀 山 征 樹
株式会社群馬銀行佐野支店	株式会社足利銀行田沼支店	佐野信用金庫
松 田 絵 里 (大同生命)	太 田 昌 美 (大同生命)	蓼 沼 恵 (大同生命)

3 福利厚生制度推進功績者表彰

〈大同生命保険株式会社 推進員〉

松 崎 照 美	蓼 沼 恵	松 田 絵 里
---------	-------	---------

〈AIG 損害保険株式会社 募集代理店〉

わたなべ保険事務所株式会社	佐野信用金庫
---------------	--------

〈アフラック生命保険株式会社 募集代理店〉

足利不動産株式会社

4 役員退任に伴う 会長感謝状贈呈者

蓼 沼 恒 男	増 田 邦 雄	松 本 静 夫
新 井 邦 彦	松 本 貴 行	木 島 克 明
川 村 雅 彦	根 岸 宮 子	

令和 7 年度 事業計画の件

令和 7 年度事業計画

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

I. 基本方針

法人会は善良なる納税者の団体・税のオピニオンリーダーとして、法人会の理念及び定款に定めた目的に則り、社会への貢献と、企業の健全な発展を支援する。

事業の実施にあたっては、「税」に関する活動に軸足を置き納税意識の高揚と税務知識の普及向上並びに公正・中立でわかり易い税制の実現を提言する。

また、地域産業の振興と発展に寄与し、地域社会の繁栄に貢献するため、充実した諸施策に積極的に取り組むとともに、青年部会・女性部会と連携協調し効果的な活動を行う。

法人会活動を充実させるためには、組織・財政基盤の強化が重要であり、会員増強や事務局の強化、福利厚生制度の推進などにも積極的に取り組む。

II. 主な事業計画

I. 公益目的事業

公-I 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業

(1) 税知識の普及を目的とした事業 (公-I-1)

ア 税務申告や決算調整を的確に理解するために、佐野税務署管内法人を対象とした法人税・消費税の決算説明会（決算期別説明会）、改正税法説明会などにおいて、決算申告実務の流れ、税制改正事項の留意点、消費税申告の留意点等を説明し、適正な申告と納税が行われるよう支援する。

イ 企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長・発展や税務リスクの軽減を図る上で重要であるとの見地から、自主点検チェックシートの活用を引続き提唱し、企業内税務コンプライアンス向上への取組みを促進する。

(2) 納税意識の高揚を目的とした事業 (公-I-2)

ア 租税教育推進協議会の構成団体として、佐野税務署管内の小学校6年生を対象にした租税教育事業に対する支援を行う。このため、法人会青年部会員が管内小学校に出向き講師を務める「租税教室」を引続き実施し、「税金の使われ方や大切さを説明し理解させることにより、租税立法のあり方について正しい税知識を持たせる。」という教育理念に沿った国民の育成を図る。

イ 国の将来を担う子ども達が、税金の使われ方や大切さについて正しい知識と理解力を持つために、女性部会主管により、佐野税務署管内の小学校6年生を対象とした「税の絵はがきコンクール」を実施する。

応募者への税の学習テキストや小学校への書籍等の配布及び優秀作品の表彰等により、税に関する啓発活動の充実に努める。

ウ 地域で開催される「まつり」や「イベント」等の会場において、税に関するパンフレットやグッズの配付、税金クイズコーナーを設置し、税の啓発と納税意識の高揚を図る。

エ 広報誌「ほうじん佐野」や「ホームページ」に、税務に関する情報や税務研修会の開催要領を掲載、管内の税務情報、時宜に適した税法・税務情報の提供。添付書類も含めたe-Tax「ALL e-Tax」及び「eL-Tax」の普及・定着、消費税期限内納付推進やキャッシュレス納付の利用拡大等の記事を掲載・配信することにより、円滑な申告納税制度の普及発展に寄与する。

(3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業（公1-3）

- ア 次年度税制改正に対して、国のあるべき税制の姿や中小企業の税務環境を整備するため、税制改正提言活動を展開する。
- イ 適正公平な税制と租税負担の合理化、中小企業の活性化に資する税制の研究を深め、税のオピニオンリーダーとして、全法連・県法連による税制アンケート調査を推進し、税制に関する会員意見の集約を実施する。
- ウ 税制アンケートに寄せられた意見要望事項が的確に反映されるよう、全国大会で発表された提言書を政府、国会議員及び地方自治体・議会等に提出する。

公-2 地域企業の健全な発展に資する事業

(1) 講演会・研修会・経営管理実務セミナーの開催

- ア 基調講演会の開催
税務当局から幹部管理統括者を招聘し講演会を開催する。
- イ 経営管理セミナーの開催
地域企業の総務・経理等の管理部門を担当する実務者を対象とする経営管理セミナーを企画し、専門的な質の高い研修会・講習会を開催する。
- ウ 一般公開講演会の開催
政治・経済・社会・文化等々の各分野において活躍する講師を選考し、時宜に適したテーマによる「一般公開講演会」を開催する。

(2) インターネットセミナー（オンデマンド配信）の実施

税務・経営・労務・経済・ビジネス実務研修用として、インターネットセミナーを（オンデマンド配信）実施する。

講演会等への出席が困難な経営者及び、研修会・講習会等への参加が難しい企業内社員・従業員等に対して研修参加機会の便宜を図り、常時700種類以上のコンテンツを24時間配信し、スマートフォンやタブレット等にも対応することにより、いつでもどこでも受講可能なセミナーを提供する。

公-3 地域社会への貢献を目的とする事業

(1) 社会福祉、環境問題などの改善に資する事業

- ア 福祉施設等への衛生物品の寄贈
生活用品等の再利用による環境改善への取組みにより、福祉の問題などに着目することを目的に実施。女性部会員の製作したデコパージュ石鹸等を地域の福祉施設に寄贈するほか老人福祉施設利用者とともに製作を行う。
- イ 節電キャンペーン（いちごプロジェクト）の実践
「電力消費量15%削減」が提唱された折、15を（いちご）と読替え「いちごプロジェクト」とし節電啓発運動を開始。この運動のPRグッズとして制作された「ウチワ」を地域イベント開催時等に配布し、地域社会における節電・節約意識向上に寄与する社会貢献活動を実践する。

(2) 地域社会の事業活動に対する支援

法人会組織の公益性確保と社会的使命の達成を念頭に、地域社会で実施される「伝統文化の振興」「市街地活性化」「教育・福祉環境の充実」「災害被災地支援」「まつりイベント」等の内容を検討の上、事業に対する後援・協賛及び、関係者の派遣等により側面からの支援を実施する。

(3) チャリティー映画鑑賞会の開催

地域の将来を担う子どもの夢を育み、大切に見守り続ける『佐野市こどものまち宣言』を側面から支援することを主眼として実施。上映作品は、子ども向けを前提に親子でも鑑賞できる内容とする。

(4) 広報活動

法人会のイメージアップ及び知名度の向上に努めるとともに、公益社団法人として広く一般市民に役立つ情報の発信と、税の啓発活動に資する情報提供の促進を図る。

ア 会報誌「ほうじん佐野」の発行

会員との連携協調を図る会報誌「ほうじん佐野」を年2回発行。市内公共施設の窓口等にも設置・配布し、法人会活動のPRとともに、内容の一部には地域の情報を掲載し、地域一般にも共通した誌面構成を図る。

イ ホームページによる情報発信の充実

税務・税制・経済関連の情報を中心としたコンテンツの充実を図り、佐野税務署をはじめとする行政からの周知事項、各種研修会やセミナー、講習会などの情報を掲載し、公益目的事業の周知徹底を図る。

2. 共 益 事 業（会員対象事業）

(1) 当会事業遂行の趣旨に賛同し、その活動を支える会員を対象とした事業

ア 会員を対象に、経営者の資質向上に役立つテーマによる研修会や講演会を開催することにより、組織運営のコンセンサスを図る。

イ 会員間の異業種交流、積極的な情報交換、新技術開発や新規事業展開に繋がるイノベーションの機会として「会員交流会」を開催する。

ウ 役員・会員・事務局が一丸となって会員増強に取り組み、組織率の向上・維持に努め、法人会組織の強化を図る。

エ 会員福利厚生制度の円滑な運営と財政基盤の安定強化のため、経営者大型保障制度、ビジネスガード、がん保険等の各種制度の周知と普及に努める。

3. 法人管理運営事業

(1) ガバナンス体制の確立

ア 公益社団法人の運営に必要な諸規程の設置及び整備。

イ 総会、理事会、委員会、部会会議等の計画的開催と運営の充実。

ウ 環境変化に対応できる事務局職員の育成、サポート力の向上により、事務局機能の充実整備に努める。

エ マイナンバー制度の適正な運用、個人情報の取扱並びに情報公開に関するコンプライアンスの向上を図る。

(2) 関係諸機関との連携協調

公益社団法人として、国税当局・県・市等の行政機関及び、関係諸団体との連携協調を図る。

(3) その他、法人会組織の運営に必要とされる事業の実施

【 事 業 実 施 期 日 】

I 公益目的事業

(公-1) (1) 税知識普及事業

事 業 名	対 象 者 等	日 程	備 考
法人税・消費税の決算及び税務コンプライアンス説明会	3～5月決算法人	4月 8日	
〃	6～8月決算法人	8月 5日	
〃	9～11月決算法人	10月 7日	
〃	12～2月決算法人	1月14日	
改正税法及び税務コンプライアンス説明会	全法人	10月21日	
新設法人説明会	新規設立法人	12月	
年末調整説明会	全事業所	11月 5日	
租税教室	小学6年生	随時	青年部会
青年部会税務研修会	一般公開	随時	
女性部会税務研修会	一般公開	随時	
広報誌による税情報発信	全対象	8月・1月	
ホームページによる税情報発信	全対象	随時	

(公-1) (2) 納税意識高揚事業

事 業 名	対 象 者 等	日 程	備 考
納税表彰式	表彰該当者	11月	共催
税の絵はがきコンクール	小学6年生	7～11月	女性部会
税金クイズ大会	一般市民	11月	共催
全国女性フォーラム〈北海道〉	女性部会役員	9月18日	女性部会
全国青年の集い〈山梨県〉	青年部会役員	11月20日 ～21日	青年部会

(公-1) (3) 税に関する調査研究及び提言事業

事 業 名	対 象 者 等	日 程	備 考
税制改正アンケート調査	役員・会員	1月・4月	
法人会全国大会〈高知県〉	役員・税制委員	10月16日	
税制改正提言書の提出	行政機関	11月	

(公-2) 地域企業支援事業

事 業 名	対 象 者 等	日 程	備 考
経営管理実務セミナー	一般公開	随時	
一般公開講演会	一般公開	随時	
インターネットセミナー	全対象	常時配信	

(公-3) 地域社会貢献事業

事業名	対象者等	日程	備考
節電キャンペーン	全対象	随時	女性部会
教育・福祉施設訪問	教育・福祉施設	随時	女性部会
市民活動支援事業	市民	随時	
チャリティー映画鑑賞会	児童・生徒	随時	

II 共益事業 (会員交流事業)

事業名	日程	備考
拡大厚生委員会	7月	
会員講演会	2月	
会員管外視察研修会	随時	
会員交流懇親会	6月・2月	
青年部会チャリティーゴルフコペ	随時	
青年部会管外視察研修会	11月	
女性部会管外視察研修会	随時	
青年部会会員交流会	5月・2月	
女性部会会員交流会	随時	

III 管理運営事業 (法人会事業達成のための会議等)

事業名	日程	備考
通常総会	6月13日	
理事会	5・6・11・3月	
監査会	4月・10月	
正副会長会議	随時	
総務委員会	5・10・2月	
組織委員会	随時	
広報委員会	//	
税制委員会	//	
厚生委員会	//	
研修委員会	//	
青年部会決算報告会	5月21日	
青年部会役員会	随時	
女性部会決算報告会	5月27日	
女性部会役員会	随時	

令和 7 年度 収支予算の件

令和7年度 収支予算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

公益事業比率 68.0%

(公社)佐野法人会

(単位:円)

科 目		7年度	6年度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部					
i 経常増減の部					
(1) 経常収益					
特定資産運用益	特定資産受取利息	300	300	0	特定資産(定期預金)利息
受取会費	正会員受取会費	6,930,000	6,900,000	30,000	正会員会費
	賛助会員受取会費	295,000	320,000	△ 25,000	賛助会員会費
	小 計	7,225,000	7,220,000	5,000	
事業収益	研修会事業収益	0	0	0	各種セミナー等の受講料
	租税教育事業収益	160,000	100,000	60,000	全国青年の集い参加会費 ほか
	社会貢献事業収益	80,000	80,000	0	チャリティーコンペ等募金
	福利厚生事業収益	0	0	0	福利厚生事業等の参加会費
	会員親睦事業収益	300,000	650,000	△ 350,000	視察研修会・交流事業等の参加会費
	小 計	540,000	830,000	△ 290,000	
受取補助金	全法連助成金	7,785,600	7,844,300	△ 58,700	全法連の助成金・補助金
	県法連補助金	550,000	500,000	50,000	栃木県法連の助成金・補助金
	その他の補助金	30,000	30,000	0	上記以外の補助金
	小 計	8,365,600	8,374,300	△ 8,700	
受取負担金	青年部会負担金	198,000	216,000	△ 18,000	青年部活動年会費
	女性部会負担金	60,000	60,000	0	女性部活動年会費
	会員負担金	0	0	0	総会・部会併催懇親会費
	小 計	258,000	276,000	△ 18,000	
雑収益	受取利息	600	200	400	普通預金利息
	広告収入	140,000	140,000	0	広告封入手数料 広告掲載料
	雑収入	260,000	110,000	150,000	協賛金、その他
	小 計	400,600	250,200	150,400	
【経常収益計】		16,789,500	16,950,800	△ 161,300	
(2) 経常費用					
事業費	給料手当	6,201,000	6,030,000	171,000	職員給料
	臨時雇用賃金	0	0	0	アルバイト代
	退職給付費用	259,200	259,200	0	職員退職金積立金
	福利厚生費	1,116,000	1,080,000	36,000	法定福利費ほか
	会議費	925,000	1,067,000	△ 142,000	視察会、会員交流会等の費用
	旅費交通費	470,000	520,000	△ 50,000	出張交通費、全国大会・県連総会旅費ほか
	通信運搬費	745,600	751,500	△ 5,900	会議・研修案内、会報、電話代、郵券代等
	減価償却費	0	0	0	什器備品等の減価償却
	消耗什器備品費	76,500	90,000	△ 13,500	少額備品の購入費
	消耗品費	609,000	626,000	△ 17,000	消耗品等

科 目		7 年度	6 年度	増 減	備 考
	修繕費	99,000	270,000	△ 171,000	什器保守管理料・公用車車検代
	印刷製本費	1,141,000	1,101,000	40,000	会報、講演セミナー案内等の印刷代
	燃料費	40,500	54,000	△ 13,500	公用車燃料代
	光熱水料費	54,000	72,000	△ 18,000	事務室電気料（商工会議所）
	賃借料	734,400	648,000	86,400	事務室賃借料 駐車場
	保険料	59,700	59,700	0	公用車保険・事業参加者用保険
	諸謝金	1,185,000	1,221,600	△ 36,600	講師謝金
	租税公課	90,000	90,000	0	公用車自動車税
	事務委託費	9,900	9,000	900	支部事務委託手数料（あそ商工会）
	支払負担金	90,000	80,000	10,000	各大会、会議、研修会参加費等
	支払寄付金	80,000	80,000	0	チャリティー募金の寄贈
	委託費	123,000	125,000	△ 2,000	インターネットセミナー ホームページ 管理料ほか
	会場費	589,600	575,000	14,600	講演会・セミナー等の会場使用料
	広告宣伝費	9,000	31,200	△ 22,200	講演・セミナー、ほか広告掲載費用
	表彰費	135,000	92,000	43,000	絵はがきコンクールほか
	リース料	18,000	18,000	0	ルーターリース料
	事務所管理費	145,800	145,800	0	事務室共益費（商工会議所）
	支払手数料	373,000	377,000	△ 4,000	会費振替、振込手数料 サービス手数料ほか
	新聞図書費	9,000	9,000	0	研修会テキスト等購入費
	電算委託費	4,500	4,500	0	パソコンシステム等の調整等
	諸会費	0	0	0	
	渉外慶弔費	0	0	0	
	雑費	0	9,000	△ 9,000	諸雑費
小 計		15,392,700	15,495,500	△ 102,800	
管 理 費	給料手当	689,000	670,000	19,000	職員給料
	臨時雇用賃金	0	0	0	
	退職給付費用	28,800	28,800	0	職員退職金積立金
	福利厚生費	124,000	120,000	4,000	法定福利費ほか
	会議費	237,000	287,000	△ 50,000	総会、理事会、委員会、部会の費用
	旅費交通費	10,000	10,000	0	出張交通費
	通信運搬費	78,400	78,500	△ 100	電話代、郵券代、会報郵送料
	減価償却費	16,900	17,000	△ 100	什器備品等の減価償却
	消耗什器備品費	8,500	10,000	△ 1,500	少額備品の購入費
	消耗品費	43,000	38,000	5,000	事務用消耗品等
	修繕費	11,000	30,000	△ 19,000	什器保守管理料
	印刷製本費	40,000	40,000	0	封筒、ほか印刷代等
	燃料費	4,500	6,000	△ 1,500	公用車燃料代
	光熱水料費	6,000	8,000	△ 2,000	事務室電気料（商工会議所）

科 目		7 年 度	6 年 度	増 減	備 考
	賃借料	81,600	72,000	9,600	事務室賃借料 駐車場
	保険料	6,300	6,300	0	公用車保険料等
	諸謝金	0	0	0	
	租税公課	10,000	10,000	0	公用車自動車税
	事務委託費	1,100	1,000	100	支部事務委託手数料(あそ商工会)
	支払負担金	30,000	50,000	△ 20,000	事業参加費等
	支払寄付金	40,000	40,000	0	地域外協賛金等
	委託費	0	0	0	
	会場費	0	0	0	
	広告宣伝費	1,000	2,000	△ 1,000	広告掲載費用
	表彰費	60,000	60,000	0	功労役員表彰費等
	リース料	2,000	2,000	0	ルーターリース料
	事務所管理費	16,200	16,200	0	事務室共益費(商工会議所)
	支払手数料	40,000	40,000	0	会費振替、振込手数料等
	新聞図書費	1,000	1,000	0	新聞代等
	電算委託費	500	500	0	パソコンシステム等の調整等
	諸会費	160,000	160,000	0	全法連、県連、商工会、他団体年会費等
	渉外慶弔費	150,000	150,000	0	他団体会合参加祝金、慶弔費用等
	雑費	0	1,000	△ 1,000	諸雑費
	小 計	1,896,800	1,955,300	△ 58,500	
【経常費用計】		17,289,500	17,450,800	△ 161,300	
【当期経常増減額】		△ 500,000	△ 500,000	0	
【当期一般正味財産増減額】		△ 500,000	△ 500,000	0	
【一般正味財産期首残高】		13,500,000	12,000,000	1,500,000	
【一般正味財産期末残高】		13,000,000	11,500,000	1,500,000	
Ⅱ 指定正味財産増減の部					
受取全法連助成金		7,785,600	7,844,300	△ 58,700	
受取県法連補助金		550,000	500,000	50,000	
その他補助金		30,000	30,000	0	
[指定正味財産合計額]		8,365,600	8,374,300	△ 8,700	
[一般正味財産への振替額]		△ 8,365,600	△ 8,374,300	8,700	
【当期指定正味財産増減額】		0	0	0	
【指定正味財産期首残高】		850,000	850,000	0	
【指定正味財産期末残高】		850,000	850,000	0	
Ⅲ 正味財産期末残高					
		13,850,000	12,350,000	1,500,000	

令和 8 年度 税制アンケート実施状況報告の件

令和8年度 税制改正提言にかかるアンケート調査結果

(一社) 栃木県法人会連合会

対象：単位会会員 解答者数：501社

問1 貴社の業種と会社（業界）の景気の現状等についておたずねします。

イ 貴社の業種

- (1) 製造業 (2) 建設業 (3) 運輸業 (4) 卸売業 (5) 小売業
(6) 飲食業 (7) 観光・宿泊業 (8) (6)、(7)以外のサービス業
(9) その他 ()

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	計
回答数	122	115	12	30	52	9	15	97	49	501
割合 (%)	24.4	23.0	2.4	6.0	10.4	1.8	3.0	19.4	9.8	100.0

ロ 貴社の業界の景気の現状は以下のどれに当てはまりますか。

- (1) よくなった
(2) 変わらない
(3) 悪くなった

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	66	251	184	501
割合 (%)	13.2	50.1	36.7	100.0

ハ 貴社の業種を含め、今後、景気は良くなると思いますか。

- (1) よくなると思う
(2) 変わらないと思う
(3) 悪くなると思う

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	61	242	198	501
割合 (%)	12.2	48.3	39.5	100.0

問2 【消費税関係】

平成5年10月からインボイス制度がスタートしましたが、貴社の対応状況等についておたずねします。

イ インボイス制度の導入により、どのような事務負担が増えていますか。

- (1) 取引先が免税事業者である場合の取引条件の交渉等の事務
(2) 取引先等がインボイス制度の登録事業者であるかどうかの確認作業
(3) 取引先等から受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかどうかの確認作業
(4) 会計帳簿や会計ソフトの入力事務 (5) 特になし

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	計
回答数	36	121	122	109	113	501
割合 (%)	7.2	24.2	24.4	21.8	22.6	100.0

ロ インボイス制度に関して、ご意見やご要望があれば、お書きください。

- ・インボイス制度の廃止
- ・税率を統一してインボイス制度を廃止
- ・制度の見直しを考えて頂きたい
- ・小さな中小企業に簡単に頼めなくなった
- ・余り良い制度とは感じていない
- ・企業側としてはメリット無し
- ・小売零細業者の未登録がまだある
- ・大掛かりに制度化する意味があったのか
- ・登録を義務化すること自体どうなのかと思う
- ・税率を一律にした方が分かり易く処理も明確
- ・制度開始に合わせて導入した会計ソフトに対して元が取れない

- ・事務負担が増え、消費税の重税感が増し中小企業には一利也没有
- ・管理が複雑になり事務処理が増えるため負担、また業務内容が増えるため事業者向けではない
- ・インボイスをやめて、年売上 1,000 万円超の事業者課税する
- ・複数税率のため課税区分適用の判断を含めて帳簿作成の手間がかかる
- ・フリーランスや小規模事業者との業務が縮小され、業界人材育成や調達などに問題が発生している
- ・現状では飲食店やネット販売などで免税事業者かどうかの確認が出来ないため、初取引でインボイス対応事業者でない場合泣き寝入りになってしまうのが腑に落ちない
- ・現在、免税事業者になっている事業者の多くに、インボイス制度に関する知識がほとんどない事業者が多く見受けられる。そのような事業者の中にも、制度を理解すれば登録事業者になる事業者も見受けられるので、免税事業者に対し、制度の周知徹底を進めるべきと思う。インボイス制度の導入が零細企業の淘汰につながっているようで残念である
- ・導入当初に比べると慣れてきたので確認作業等が減少したが、依然対応が無くなったわけではなく手間はかかる
- ・個人事業主で、年間売上 1,000 万円以下の会社の納税額が増えたので、可哀想
- ・免税事業者から消費税をとるために消費税納税事業者の負担が増えるのはおかしいと思う
- ・インボイス制度の非登録事業者との取引上の注意点を分かりやすくしてほしい
- ・企業や事業主へ様々な負担の他、仕入税額控除が受けられないと納税増となる問題
- ・複雑な手続きが必要な税法を改めて法人個人事業主を問わず全て課税業者として申告納税制度にしたがった処理にすべきだと思います

ハ 消費税全般についておたずねします。

どのような項目の見直しが必要と考えますか（複数回答可）。

- (1) 消費税率の見直し（税率の一本化など）
- (2) 基準期間制度の見直し
- (3) 簡易課税制度、免税点制度の見直し
- (4) 二重課税の廃止（揮発油税、酒税など）
- (5) 税率の引き上げ
- (6) 税率の引き下げ
- (7) その他
- (8) わからない

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	計
回答数	266	22	71	275	20	205	21	44	924
割合 (%)	28.8	2.4	7.7	29.8	2.2	22.2	2.3	4.8	100.0

二 ハで「その他」と回答された方におたずねします。

具体的にはどのようなことを要望したいですか。

- ・税率は仕方がないが、無駄遣いをせずに有効活用して欲しい
- ・商品によって税率が違ふことで設定を間違えやすい
- ・高額な物品に対しては税率を上げて良い
- ・社会保障の為の財源とされているが(法律上)、実際に社会保障に使われているのかわからない。明確にしてほしい
- ・政府の予算消化状況等を見ると、予算が余っていたりする。それであれば消費税を当面引き下げ、引き下げた分を賃上げに充当することによって消費を刺激できるのではと考える
- ・事業者の付加価値に課税しているのだから極論でいえば事業者粗利益に消費税、

最終利益に所得税または法人税と二重課税していることになると思うし、財務省内では第二法人税と呼ばれているとか…。要するに消費税は間接税でなく直接税なのだから廃止するべきで個別物品税を復活させるべきだと思う

問3 【社会保障制度】

今後、最も充実させるべき社会保障は次のうちどれですか（2つ以内）。

- | | |
|---------------|----------------|
| (1) 年金 | (2) 高齢者医療や介護 |
| (3) 子ども・子育て支援 | (4) 雇用の確保や失業対策 |
| (5) 生活保護 | (6) 健康の保持・増進 |
| (7) その他 | |

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計
回答数	183	164	274	157	5	76	8	867
割合(%)	21.1	18.9	31.6	18.1	0.6	8.8	0.9	100.0

上記(7)「その他」の具体的な意見

- ・物価上昇に伴い年金もあげるべき
- ・年金改革、介護施設利用者の負担軽減
- ・日本国民への保障充実。諸外国人への社会保障制度の見直し
- ・氷河期世代への支援と対応。今後の問題の根幹になってくる
- ・社会保障は個人負担のみとし、会社で同等を支払うことはそろそろやめたい
- ・集めても集めても足りないと言うことは何が問題か分かっていないのではないかな。普通なら破綻している。どうするべきかもわからないようならいったん全てやめてみたらどうか
- ・高齢者医療や介護の社会保障が手厚い事が当事者はともかく社会全般に良い事なのか 考えるならば現在の社会保障は行き過ぎていると思う。 長生きする事と生き長らえさせる事は似て非なるものである

問4 【国民負担率】

国民負担率は、国民所得に対する税負担と社会保険料の割合を指しますが、1970年では 24.3%、1990年では 38.8%であったものが、2023年では 46.8%となっています。

イ 国民負担率についておたずねします。以下の当てはまる項目を選んでください。

- (1) 国民負担率の推移の状況について知っていた
(2) 国民負担率の推移の状況について知らなかった

	(1)	(2)	計
回答数	198	303	501
割合(%)	39.5	60.5	100.0

ロ 国民負担率の上昇について以下の当てはまる項目を選んでください。

- (1) 国民負担率の上昇はやむを得ない
(2) 国民負担率は現状を維持するべきである
(3) 国民負担率は下げるべきである (4) わからない (5) その他

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	計
回答数	67	126	268	32	8	501
割合(%)	13.4	25.1	53.5	6.4	1.6	100.0

上記(5)「その他」の具体的な意見

- ・ いらぬ(意味がない)省庁はなくすべき
- ・ 全般に負担多すぎる

- ・税金、予算枠の無理矢理消化、裏金、使い道の検証強化で負担率軽減を
- ・少子化により負担割合が増えているので、少子化対策を最重要課題として、取り組んでいただきたい
- ・負担率の上昇について詳細な説明が必要
- ・そもそも人口が減っていて負担が増えることが不思議で仕方ない。これが不思議ではないと思って負担率を上げている制度を作成している人の頭がおかしいか、国民を馬鹿にしているかどちらかだ
- ・所得負担が増えすぎると、働く威力をなくしてしまう
- ・100 年安心な年金制度のために社会保険料を上げて、将来世代に負担を残さないために税負担を上げるといって負担がここまで増えてきたが、厚労省と財務省ともにいつまでどのくらい負担を上げればいいのか国民の大多数が納得できるように明確に説明して欲しい

問5 【財政の健全化】

将来世代への負担先送りを回避するために「プライマリーバランスなどの赤字解消」などの「財政の健全化」の観点から「賢い支出」が求められています。財政健全化への将来像が明確ではありません。現在を生きる私たちの行動の選択が次の世代へと引き継がれ、将来の人たちに大きな影響を与えることになります。このような状況下において、今後、どのような財政健全化を進めていくべきかおたずねします。

イ わが国の財政のあり方について、将来世代への負担の先送りを回避するため、財政健全化をどう進めるべきと考えますか。

- (1) 歳出削減と増税による歳入増で対応すべきである
- (2) 歳出削減と歳入の自然増で対応すべきで増税はすべきでない
- (3) 歳出構造を見直し、効果的な財政出動を行う（「賢い財政支出」）
- (4) その他

	(1)	(2)	(3)	(4)	計
回答数	22	130	324	25	501
割合 (%)	4.4	25.9	64.7	5.0	100.0

上記(4)「その他」の具体的な意見

- ・増税は、個人ではなく企業の法人税を上げる
- ・財務省の解体
- ・国会議員はじめ政治家の定数の削減
- ・歳出構造の見直し
- ・歳出構造の見直し、効果的な財政出動、子育て世代、人口増に寄与する財政と社会構築、増税、社会保障料等の値上げなどは極力すべきではないと強く思う
- ・デマンドプル型のインフレになる(デフレ脱却)まで積極財政を行なって欲しい。政府の赤字は民間の黒字だと思う
- ・今までやってきた緊縮財政が将来世代への負担の先送りそのものである。立脚する位置が間違っている。そこを是正した上で、積極的で効果的な財政運営が必要。まずは天下りの廃止と大企業への補助金及び優遇税制の廃止が必要
- ・次世代への先送りを減らすために、国の借金を減らすことを優先すべき
- ・プライマリーバランスはどこの国も赤字があたりまえであり現在が良くなければ、将来はない
- ・「将来世代への負担の先送り」という言葉自体に意味はないことを国民は理解すべき。自国通貨なのだから、国債をバンバン発行して、経済を回し、教育・子育て施策に充当して欲しい
- ・プライマリーバランス黒字化が必ずしも妥当だとは思わない
- ・不透明な歳出が問題であり、国民は支払っている税金の流れが分からないまま現

- 状が問題だと感じる。財政の健全化の第一歩は不透明な歳出の健全化がと思う
- ・歳出削減は行うべきであるが効果的な景気対策による税収増加をすすめ税率 UP はすべきでない
 - ・税収を増やす為に減税するという選択肢があるにも関わらずひたすら税項目を増やす事、税率を上げる事に傾注する財務省の姿勢は大いに疑問であり、プライマリーバランス重視と財政健全化により本来支出すべきインフラの維持管理費用や防災費用を増やさず大規模災害等により、大きな財政収出が必要となるのは結果的に財政を悪化させる要因と言える。財政規律の呪縛を解き放ち経済規模が拡大するように積極財政に転換すれば赤字国債など気にする必要はなく、そもそも国債は国の借金でも国民の借金でもなく政府の負債でしか無く負債は相応の資産があれば将来につけを回す事にならない事は明確な真実である。国債発行残高を云々する事は部分的な事実を強調しているに過ぎず狡猾な世論誘導になるのではないか

問6 【事業承継税制】

- イ 中小企業の事業承継を促進するため、10年間の特例措置（納税猶予制度の拡充：全株式を対象に納税猶予割合が100%）を講じています。この特例措置の適用を受けるためには、「特例承継計画」を提出する必要がありますが、この特例措置を活用していますか。

- (1) 活用して「特例承継計画」を提出した (2) 活用する予定である
(3) 活用しないで事業承継する又はした (4) 事業承継を行う予定はない

	(1)	(2)	(3)	(4)	計
回答数	20	102	160	219	501
割合(%)	4.0	20.4	31.9	43.7	100.0

- ロ 事業承継税制のあり方についてどのように考えますか。

- (1) 現行で十分である
(2) 特例措置の本則制定または延長を求める
(3) 欧米主要国のように事業用財産を一般財産と切り離し、事業用資産の課税を免除する新たな制度の創設を求める
(4) わからない

	(1)	(2)	(3)	(4)	計
回答数	43	98	206	154	501
割合(%)	8.6	19.6	41.1	30.7	100.0

問7 【現状に則した税制改正】

- イ いわゆる「年収の壁」例えば「103万円の壁」に代表される、所得税と社会保険料の発生する制度についてお尋ねします。「壁」による働き控え、共働き世帯の増加や、物価の推移など、制定されてから約60年間の社会情勢の変化を反映していないと指摘がありますが、これについてどうお考えですか。

- (1) 現行(103万円)のままで良いと思う
(2) 社会情勢の変化に則して、定期的に見直す制度を作るべきだと思う
(3) その他

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	37	438	26	501
割合(%)	7.4	87.4	5.2	100.0

上記(3)「その他」の具体的な意見

- ・配偶者、扶養は壁なし ・見直すのは当然 ・全収入に対して課税

- ・廃止すべき
- ・現行のままで良いと思う人はいない
- ・最低賃金が上昇しているのであるから、103 万の壁は時代に全く合っていない。人材不足が顕著であり、働いてもらいたくても働いてもらえない方々が一定数以上いるのは事実である。103 万だけでなく 150 万、201 万など全てを総合的に変革する時なのだと感じる。配偶者控除、特別控除も同様
- ・物価や給与の上昇に見合った上限額にまで見直すべき。自民党が現状で検討している水準は対応として不十分と思う
- ・年収が 103 万円の壁から上げたときに、所得税だけでなく、ほかに何が変わるのかわからないので、判断できない
- ・所得税は、消費税と同じようにする。社会保険は年収があれば、壁なしで新たな制度で徴収する。徴収額の差はあってよいが、収入がある人全員から徴収する
- ・こんなこと 20 年も前から気にしていた。パートが仕事したくても時給が上がることによって仕事を減らすこと自体が会社の弱体化につながるのに
- ・現状に即した改正が必要であり、当然所得税の制度を見直すべきと考える。政府が時給 1,500 円や共産党が 2,000 円などと言っているが、いくら時給が上がっても大幅な改正をしないと年間の収入は今のままで、時短に繋がってしまう。また、知事会などが騒いでいる税収の減少と言っているが、パート従業員の確保ができない現状を踏まえ、他力本願ではなく各自治体が歳出の見直しや削減を図っていくなどの創意工夫が必要と考える
- ・ここまで話題にならないと変えないし、変わらない。話題にならなかつたら変える気もなかったことを考えると非常に腹が立つ。年収の壁はなくならなければ社会保険料の壁はなくなるとか意味が分からないことばかり。社会情勢の変化を反映しなかったのは与党の責任ある立場の方たちだと考える。その方たちを選んだのも私たちであるが、次世代の方たちに大変申し訳ないと考えている
- ・103 万円の壁はその当時の最低賃金をベースに非課税の上限を決めたということなので、最低賃金が上がっているのだから当然引き上げるべきだと思う。また社会保険料の 130 万円の壁も同じことが言えていると思う。もし引き上げができないというだと憲法 25 条の生存権に抵触するのではないだろうか

ロ ガソリンの小売価格が三ヶ月連続して 160 円を超えた場合に、ガソリン税の暫定税(25.1 円)が停止される「トリガー条項」が制定されていますが、石油精製に対する補助金を拠出したとして条項は適用されませんでした。(トリガー条項は 2 年後に発動すると表明され補助金が圧縮の後に打ち切られました) これについてどうお考えですか。

- (1) 補助金によってガソリン価格の維持ができるなら現状のままで良いと思う
- (2) 制度としてあるのだから、発動させるべきだと思う
- (3) その他

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	103	373	25	501
割合 (%)	20.6	74.5	5.0	100.0

上記(3)「その他」の具体的な意見

- ・暫定税を廃止すべき
- ・課税の見直しをすべき
- ・財務省の解体と税の根本的な見直し
- ・ふざけてるとしか言いようがない
- ・補助金等減らし、環境投資促進すべき
- ・内容が分からない
- ・行き過ぎた円安が原因だと思うので、円安の是正を求める
- ・税金が回るだけにしないよう、例えば EV チャージの使用料を安くして代替を促す機会にする
- ・そもそも論 なぜ一時的に取付けた税金をそのままにしていること自体おかしい
- ・税金は形を変えて 2 重取りしているのに、国民の生活に直結している支出に理由をつけて行わない意味が分からない

- ・そもそもガソリン税等は受益者負担の原則で道路維持管理費に充てられたものであり、その趣旨に反して社会保障への財源となっており廃止すべきである。社会保障費の財源は別途わかりやすい名目で財源の確保をすべきである
- ・トリガー条項は制度としてあるのだから、発動すべき。それよりも元々ガソリン税は道路建設のための目的税で特別会計扱いだったものを財務省が一般会計に繰り入れたのだから、そもそも徴税の目的が変わっているので全面見直しをするべきだと思う

ハ ガソリン・軽油・灯油には図のように石油税・ガソリン税・軽油取引税と本体の合計価格に対し消費税(10%)が課税されていますが、これに対し「二重課税である」との指摘があります。これについてどうお考えですか。

- (1) 石油税・ガソリン税・軽油取引税は、納税義務者が異なるから現状のままで良いと思う
- (2) 明らかな二重課税であるから、本体価格に対してのみ消費税を課税するべきだと思う
- (3) その他

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	52	436	13	501
割合(%)	10.4	87.0	2.6	100.0

上記(3)「その他」の具体的な意見

- ・先程と同様、二重、三重課税であり、消費税を課してはならない
- ・所得税を納めた残りでの消費なので存在する税ではあってはならない
- ・EVなどに補助金を増やし、原油などのエネルギーに頼らない世界に向かっていくべき
- ・石油税、ガソリン税、軽油税の中で、相対的に都市部よりも地方の方が負担増となるガソリン税を少なくするべき
- ・二重課税の是正だけでなく、揮発油税の暫定税率も撤廃すべき

問8 【個人所得課税、法人課税、資産課税、消費課税関係】

改正要望があれば、それぞれの税目について記載してください。

○個人所得課税

- ・現状維持
- ・税率を下げるべき
- ・金融所得課税の強化
- ・消費喚起のため減税すべき
- ・高所得層の税率アップ
- ・所得額を勘案した公平性向上
- ・所得の段階の区切り方を見直す
- ・基礎控除 178 万円
- ・給与が増えても全く手取りが増えない
- ・働く意欲がなくなるような税率ではなく、最高税率の引き下げを求めます
- ・減税すべき、消費は人間の生きがい、自分の稼ぎが税金に取られるのは、生きがいがなくなる。楽しい日本を目指すなら、減税すべき
- ・景気動向に合わせた累進課税制度、税率の流動的・定期的に見直す仕組みづくり
- ・金融に関わる所得への課税税率が他の所得より低いのはおかしい
- ・子育てに必要な経費を必要経費として考慮して欲しい
- ・若者など低～中所得者の税負担抑えて、高所得者は高くても良いと思う
- ・少子化対策の為、扶養控除の拡充を図り、結婚、出産をしやすい環境を求める
- ・累進課税の緩和：高所得者層への負担が大きすぎるため税率を見直す
- ・インターネットによる個人売買が今後も増える傾向がある為、抜け道がない情報管理をお願いする
- ・現在東北震災の復興課税が適用されているが、これはそろそろ廃止でも良いのではないかな。また、継続するなら見直しする時期を決めて対応すべきではないか
- ・給与アップした分に関しては税金を取らないでほしい

○法人課税

- ・ 税率を減税すべきだ
- ・ 中小企業を軽減
- ・ 簡素化してもらいたい
- ・ 期限付きの減税
- ・ 現行で良い
- ・ 大企業の税率を見直し
- ・ 高収益企業の税額控除の廃止
- ・ 中小企業の暫定税率を恒久化
- ・ 大企業の税額控除が大きすぎる
- ・ 超大企業の税制特例処置の撤廃
- ・ プライマリーバランスと国際競争力を考慮した課税
- ・ 消費税率変更(増税)し法人課税その他の税目を廃止する
- ・ (1) 役員報酬の改定は期半ばでの見直しを可能とするよう改定すること (2) 高所得企業への優遇税制を廃止する (3) デジタル課税は実施すべき
- ・ ビルトインスタビナイザー機能が働くので、税率を引き上げる必要がある。そうすれば、企業は内部留保をやめて、賃金やボーナスも上昇する。企業の投資も盛んになる。結果として内需が増して、経済成長を取り戻す
- ・ 法人登録していない個人事業主等が優遇される税法になっている
- ・ 所得税を減らして法人税(特に大企業)を上げるべきだと思う
- ・ 中小企業は毎年毎年の売り上げや利益が不安定なので赤字を3年間繰り延べできるのと同様に中小企業対象に利益の一部、課税対象の1/3程度を翌年に限り繰り延べできるようにして貰いたい、それにより昇給や賞与への引きあて、設備投資資金が引合てられるので結果として経済が活性化し税収も増えると思う

○資産課税

- ・ 税率の引き下げ等軽減措置を講ずるべきである
- ・ 資産課税の廃止
- ・ 建物の評価が高すぎる
- ・ 政治家を増税してほしい
- ・ 税率の引き上げ
- ・ 減税の手続きの簡略化
- ・ 税制の見直しが必要
- ・ 資産一律の課税には反対
- ・ 自動車保有に関わる課税は見直すべき
- ・ 相続税の基礎控除を上げる
- ・ 生産設備資産掛かる課税の免除
- ・ 固定資産のみならず流動資産にも課税すべき
- ・ 法人の業態と資本に見合った内部留保基準額を決め、超えたものに課税すべき
- ・ 少額減価償却資産について、昨今の物価上昇を勘案して、金額を40万円ないしは50万円未満としてもらいたい
- ・ 動産については原則償却資産とし、資産税は課税しない
- ・ 現状の課税方法が非常にわかりにくいので、シンプルにすべき
- ・ 有効活用の難しい土地について、課税の軽減をお願いしたい
- ・ 相続税・贈与税の軽減：事業承継の負担を減らし中小企業の存続を支援する
- ・ 課税対象となる物について、免除できる物等を細分化、課税対象を少なくして
- ・ 首都圏と地方では価値が違ふし、相続税にしては継承されないと日本の家族のカタチが壊れるので、控除枠上限をあげていただきたい
- ・ 固定資産税に関しては30年支払ったら終わり、もしくは20年で2分の1、30年で3分の1にしてほしい。30年前に大理石と鉄骨で作ったような建物が資産価値がなかなか減らずに高いままなので壊れても修繕する費用がでない。30年前の大理石、固定資産に乗っている価格で買い取ってほしい

○消費課税

- ・ 消費税の減税をすべき
- ・ 複数税率の一本化
- ・ 消費税廃止
- ・ 免税事業者制度の廃止
- ・ 10パーセントが限界
- ・ 税率は5%が妥当
- ・ 高すぎ、労働威力失う
- ・ 消費税の使途を明確にすること
- ・ 住宅等生活必要なもので高額物の減税
- ・ 法人課税、資産課税を増税し、消費税を廃止する
- ・ 消費税を上げ、老後安心して生活ができるようにしたい
- ・ 下げるべき。逆進性が高く低所得者の負担が高すぎる

- ・消費税は増やしても良いと思う。その代わり子育てや老後に安心して生活できる制度設計に充てる。北欧は、消費税が高くても国民の満足度が高いという成功例を真似て欲しい
- ・消費税を 30%にして課税、社会保険を一本化 課税対象で税率変化
- ・海外旅行客の免税販売について 現在の購入時に消費税を即時還付する方式は旅行者も大変喜んでいる制度だが、これを悪用する一部の人により、税度が他の主要国のようにリファウンド方式に変更される。制度を悪用する一部の人の為に、制度を守っている人が不利益を被る(免税手続きが出国時になり、時間がないなどの理由で免税手続きをあきらめる人がいる)のはいかがなものかと思う。現状も、免税データは、即時国税庁に送られるので、同じ品物を大量に・何度も購入するなど、データ上でいくらかでも監視できて、個人も特定できるはずである。是非、データを活用して、悪用する個人を早急に特定し、法にのっとって旅行をしている人に迷惑を掛けない制度にして頂けたらと思う
- ・贅沢品等に関してのみ消費税はかけるべきであり、それ以外は即刻廃止すべき

問 9 【地方税関係】

イ 固定資産税についておたずねします。地方税の大きな財源である固定資産税は負担感が強く抜本的な見直しが必要と言われております。見直すべき項目を 2 つ以内で選んでください。

- (1) 商業地等の宅地の評価方法を見直す
- (2) 家屋の意評価方法を見直す
- (3) 償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す
- (4) 免税点を引き上げる
- (5) 申告時期を決算時期に合わせる
- (6) その他

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	計
回答数	176	213	276	69	38	17	789
割合 (%)	22.3	27.0	35.0	8.7	4.8	2.2	100.0

上記(6)「その他」の具体的な意見

- ・ある程度の負担は設けておかなければ経済格差の拡大を招くこと、地方財政充実のため現状維持でやむを得ない
- ・土地・家屋は使用していれば税負担を下げる等、長く利用される仕組みを検討してほしい
- ・人口が減少しているので他市との合併を考えたほうがいい
- ・30 年前の建物にいまだに 300 万近くの固定資産税を払っている。素材が高いと言われればそれまでだが、バブル期に作ったとはいえ、今の時代でこの古さでこの金額評価はありえない。30 年にわたり毎年 300 万以上払い続けているので、そろそろ支払い終わりにしてほしい

ロ 地方税の以下の税目について、ご意見等があれば記載してください。

○事業税・住民税

- ・住民税は下げてほしい
- ・事業税を累進課税に
- ・減税措置を講じるべき
- ・事業税の廃止
- ・収入に対して各税が高すぎる
- ・非課税業種・非課税限度額等の見直しは必要
- ・全てに税負担が大きく、勤労意欲を失う
- ・都市部と地方の税率を柔軟に変えるべき

- ・負担が大きい
- ・市によって高い安いが有るのを改善して欲しい
- ・住民税が鹿沼市は高いと思う。所得によって違うのはわかるが、それなりに他で(源泉税)などでも支払っている。事業税も頑張っている会社の為に考えてほしい
- ・個人住民税の負担軽減：低所得者層への税負担が大きいため、非課税枠の拡大や減税措置を検討すべき
- ・広く薄く徴収し、人口 30 万人以上の都市との格差拡大防止のため大幅に下げる
- ・県、市、個人の一本化について検討してほしい

○固定資産税

- ・税率の引き下げ、減税措置を講じるべき
- ・建物の評価が高すぎる
- ・償却資産税と一本化すべきである
- ・評価が煩雑で実勢との乖離がある
- ・地方は評価額が高いと思われる
- ・事業用の固定資産は、業績に連動する方式にすべき。業績が悪化したときに、倒産のとどめを刺すのが税金であってはならない
- ・地方は時価価格より高いと思われる、是正が必要
- ・中小企業向け軽減措置の拡充：設備投資を促進するため、一定規模以下の事業用資産に対する減税措置を強化する
- ・家屋などの評価額が、一向に減少しない。その規定を見直してほしい
- ・都市と地方の格差がありすぎる。実際に売れる価値の税金にしてほしい
- ・持ち家に関しては無くすべき。税金が払えなくなって持ち家を手放さなければならぬような国はいらない。住めない。住みたくない

○都市計画税

- ・減税措置を講じるべき
- ・不公平感がある。
- ・税率が高い
- ・都市計画税の廃止
- ・中心市街地・郊外地域と算定方法見直す
- ・計画の成功に見合った形にしてほしい
- ・何に使われているか不明
- ・都市計画税の廃止、固定資産の二重課税である
- ・目的税は解りやすい名前と仕組みに改善し一本化すべきである
- ・インフラのメンテナンスを考えると現状で仕方がないと思いますが、税率は上げないでほしい
- ・率の引き下げ：都市計画の財源として重要だが、負担が大きいため、税率の引き下げや用途の透明化を進めるべき
- ・地域によって運用していないのに税金を払うのはおかしい

○償却資産税

- ・低減措置を講じるべき
- ・償却資産税の廃止
- ・償却期間の見直し
- ・未来を見据えた形にしてほしい
- ・二重課税になりやすい。固定資産税に一本化すべきである
- ・設備投資の促進：企業の成長を支えるため、一定額以下の償却資産を非課税とするなどの優遇措置を導入すべき

○事業所税

- ・事業所税の廃止
- ・低減措置を講じるべき(4 件)
- ・未来を見据えた形にしてほしい
- ・総じて税の制度が複雑すぎる
- ・目的税は解りやすい名前と仕組みに改善し一本化すべきである
- ・事業税と事業所税は二重課税のようなもの、税法の原則である簡易性に反する

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除が創設されました。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等が引き上げられました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制が拡充されました。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われました（令和7年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和7年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

〔法人課税〕

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
・中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。 - また、中小法人に適用される軽減税率まで引き上げることはないよう配慮すること。	・中小法人に適用される軽減税率の特例15%について、次の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 - イ 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%に引き上げられました。 - ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
・中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。	・中小企業投資促進税制について、「みなし大企業」の判定における大規模法人の範囲が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
・「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。	・中小企業経営強化税制 特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規

	模以上のもの)が追加されたほか、所要の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 ・先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例 雇用者給与等支給額の引き上げ方針を先端設備等導入計画に位置付け、従業員に表明した場合、対象資産の課税標準が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。
--	---

4. 企業版ふるさと納税の適用期限延長

法人会提言	改正の概要
・平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄付件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。	・寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限が3年間延長されました。

【事業承継税制】

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
・令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限(令和9年12月末日)は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。	・法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、「贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること」に見直されました。

【その他】

「年収の壁」への対応策

法人会提言	改正の概要
・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。	・所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上がり、58万円となりました(年収200万円以下は37万円上乗せ)。 なお、2年間に限り、年収に応じて基礎控除に上乗せする措置が講じられます(上乗せ額は①年収200万円超475万円以下は30万円②475万円超665万円以下は10万円③665万円超850万円以下は5万円)。 ・給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上がり、65万円となりました。

第1号議案

令和 6 年度 事業報告の件

令和 6 年度事業報告

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 31 日

【法人の基本事項】

1. 法人組織の経緯

昭和 31 年 4 月	「安佐地区法人会」創立（佐野税務署管内 1 市 2 町）
昭和 63 年 6 月	「社団法人 安佐法人会」設立（社団化）
平成 17 年 6 月	「社団法人 佐野法人会」へ改称（市町合併）
平成 24 年 4 月	「公益社団法人 佐野法人会」へ移行（公益移行認定登記）

2. 主たる事務所の所在地

本部事務所	栃木県佐野市大和町 2687 番地 1（佐野商工会議所会館 3 階）
-------	------------------------------------

（事務委託状況）

田沼支部	栃木県佐野市栃本町 2237-1	佐野市あそ商工会内
葛生支部	栃木県佐野市葛生西 1-10-36	佐野市あそ商工会葛生支所内

3. 法人の事業

（1）公益目的事業

公 1	税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事項
公 2	地域企業の健全な発展に資する事業
公 3	地域社会への貢献を目的とする事業

（2）共益事業

他（1）	会員交流及び会員の福利厚生に資する事業
------	---------------------

4. 公益目的事業を行う都道府県の区域及び所管官庁

区 域	栃 木 県
所 管	栃木県経営管理部税務課

5. 理事及び監事

	常 勤	非 常 勤	計
理 事 の 数	0 人	33 人	33 人
監 事 の 数	0 人	3 人	3 人

6. 会 員

会 員 数	1,156	令和 7 年 3 月 31 日現在（前年より 29 件減）
-------	-------	-------------------------------

7. 職 員

職 員 の 数	2 人	常勤
---------	-----	----

I. 総括的概要

法人会は「税のオピニオンリーダー」たる経済団体であるとの認識に立ち、企業経営及び健全な地域社会形成への支援、地域の皆様に認識される団体組織として、事業と会員サービスの向上に努力しました。

法人会の原点である「税」に関する事業として、「決算期別 法人税・消費税の申告説明会」「改正税法説明会」「年末調整説明会」を開催しました。

税制提言活動では税制アンケートを実施しました。そして全国の法人会で行ったアンケートを取りまとめた「令和7年度税制改正に関する提言書」を佐野市に提出しました。

更に税知識の普及と啓発を目的とした事業では、青年部会が市内4小学校の6年生を対象に「租税教室」を実施しました。女性部会は、「税の絵はがきコンクール」を実施、選出された作品は佐野税務署をはじめとする市内各所に展示しました。

一般公開講演会では、アルピニストの野口健氏をお招きして「富士山から日本を変える～山から学んだ環境問題～」と題してご講演いただきました。

社会貢献事業では、青年部会主催のチャリティーゴルフコンペを開催し、募金収益を山形県での被害復興に役立てていただけるように日本赤十字社「令和6年7月25日からの大雨災害義援金」へ寄贈しました。

また健康への関心がますます高まっていることを受けて、女性部会主催の健康セミナーを開催、医師の巽一郎氏をお招きして「108歳まで元気に生きるために～対症療法から抜けて根本療法へ～」をテーマに、単なる症状の改善ではなく、根本から健康を維持するための方法についてご講演いただき参加者からは非常に高い評価をいただきました。

共益事業では、会員の親睦を兼ねた研修として鎌倉仏教の中心地の一つである大本山建長寺を訪問しました。前年度、宗務総長の長尾宏道氏にご講演いただいたご縁から実現したもので、寺院の由緒に関する説明を受けるとともに、堂内の荘厳な佇まいを視察し伝統文化の理解を深める研修となりました。

また、会員企業の様々なリスクをカバーし安心してより良い企業経営に専念できるよう、各種共済制度促進に努め、財政基盤の強化に貢献しました。

以下に、令和6年度事業並びに会議等について詳細を報告いたします。

II. 定款、規程の制定及び変更

(1) 定 款 変更なし

(2) 規 程 会費規程の一部改正（令和6年11月1日 令和6年度第2回理事会承認）
（会費の納期）

第4条 会費の納入は、年1回とし、毎年~~8月~~7月（変更）末日までに納入しなければならない。
ただし、新規会員は~~入会時~~入会翌年度から（変更）納入するものとする。

III. 公益目的事業

公-I 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業

(I) 税知識の普及を目的とした事業（公I-I）

ア 税制改正・決算期別説明会等、税を中心とした研修会の実施

日 程	事 業 名	内 容	出席者	講師
R6. 4. 9	決算期別説明会	会社の決算と申告、留意事項	19名	税 務 署
〃	税務コンプライアンス説明会	自主点検チェックシートの活用方法	〃	
8. 6	決算期別説明会	会社の決算と申告、留意事項	17名	
〃	税務コンプライアンス説明会	自主点検チェックシートの活用方法	〃	

R6.10.9	決算期別説明会	会社の決算と申告、留意事項	12名	担当官
//	税務コンプライアンス説明会	自主点検チェックシートの活用方法	//	
R7.1.14	決算期別説明会	会社の決算と申告、留意事項	8名	
//	税務コンプライアンス説明会	自主点検チェックシートの活用方法	//	
R6.10.21	改正税法説明会	法人税関係法令の改正及び概要	55名	
//	税務コンプライアンス説明会	自主点検チェックシートの活用方法	//	
11.6-7	年末調整説明会	年末調整のしかた	79名	青年部会
5.17	租税教室	天明小学校 6年生	68名	
6.7	//	佐野小学校 6年生	37名	
6.6	//	吉水小学校 6年生	39名	
9.18	//	葛生義務教育学校 6年生	26名	
4.22	租税教育事業分科会	租税教室準備	6名	
5.9	//	授業リハーサル天明小学校	4名	
5.28	//	// 佐野小学校	4名	
5.31	//	// 吉水小学校	4名	
9.10	//	// 葛生義務教育学校	5名	

イ ホームページによる税情報の発信

税に関する情報をはじめ講演会・研修会の開催情報の掲載、インターネットセミナーの充実を図った。

ウ 税情報発信のための広報活動の充実

会報誌「ほうじん佐野」を8月と1月に発行した。<各1,500部>

令和6年 5月27日 第1回広報委員会 出席 6名

10月 1日 第2回広報委員会 出席 7名

(2) 納税意識の高揚を目的とした事業

ア 税の絵はがきコンクールの実施（女性部会主催）

【参加小学校】佐野、天明、植野、界、犬伏、犬伏東、城北、旗川、吾妻、石塚、田沼、吉水、栃本、多田、葛生義務教育学校

【出品数】355点

【審査会】令和6年9月26日 会場 佐野商工会議所大会議室

佐野税務署長 板垣克典氏 他 1名

日本水彩画会 安原高次氏 女性部会長 他4名

【表彰式】令和6年11月19日 会場 サンルート佐野

【女性部会長賞】野口陸斗（犬伏小） 【税務署長賞】高橋来希（犬伏小）

【法人会長賞】安塚直樹（犬伏小） 【金賞】3名

【銀賞】6名 【銅賞】8名 【入賞】21名

【連続参加協力校】吉水小学校、葛生義務教育学校（図書寄贈）

イ 納税表彰式における税に関する作品の表彰

税を考える週間に協賛し、中学生から税に関するポスターや標語を募集。

税務団体関係者による審査を実施し、表彰状を贈呈した。

【納税表彰式】 令和6年11月15日 会場 仙水閣

(3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

ア 令和7年度税制改正に関するアンケート調査を実施

県法連、全法連実施による「令和7年度税制改正に関するアンケート調査」を税制

委員、本会及び青年部会、女性部会役員を対象に実施。「税制改正提言書」作成に反映させるべく、それぞれ回答結果を提出した。

イ 要望実現のための提言活動の実施

令和6年11月5日「令和7年度税制改正提言書」を提出した。

提出先：金子市長、飯塚副市長、川嶋市議会議長、津布久教育長、
大島総合政策部長、小堀市民税課長、井上資産税課長
(市議会議員他、関係者には書面にて提出)

出席者：会長、副会長(3名)、横井委員長、神山副委員長、事務局

ウ 法人会全国大会「鹿児島大会」

開催日：令和6年10月3日(木)

会場：鹿児島県 城山ホテル鹿児島

演題：「危機下の経営戦略を語る」

講師：ANAホールディングス(株) 代表取締役会長 片野坂真哉氏

出席者：会長、副会長(2名)

エ 全国青年の集い「福井大会」

開催日：令和6年11月7日(木)～8日(金)

会場：福井県 フェニックスプラザ/サンドーム福井
コートヤード・バイ・マリオット福井

演題：「足し算で生きる～がんステージ4からの生還～」

講師：元フジテレビアナウンサー 笠井信輔氏

出席者：部会長、副部会長(4名)

オ 全国女性フォーラム「広島大会」

開催日：令和6年4月18日(木)

会場：広島県 広島グリーンアリーナ

演題：「音楽・師との出会い～今、我々に求められること～」

講師：広島交響楽団 桂冠指揮者 下野竜也氏

出席者：部会長、副部会長(1名)

公-2 地域企業の健全な発展に資する事業

(1) 講演会・研修会・経営管理実務セミナーの開催

令和6年 6月 6日 第1回研修委員会 出席者 7名

令和6年10月 8日 青年部会 第1回研修事業分科会 出席者 5名

令和7年 1月22日 青年部会 第2回研修事業分科会 出席者 6名

ア 経営管理セミナー

開催日	令和6年5月22日	場所	佐野商工会議所	参加者	22名
テーマ	品質管理実践セミナー				
講師	Yutoku コンサルティング 芳賀宏一郎氏				
開催日	令和6年7月9日	場所	栃木県南地域地場産業振興センター	参加者	24名
テーマ	生産性向上セミナー				
講師	(株)日本能率協会コンサルティング 松本賢治氏				
開催日	令和6年7月10日	場所	佐野商工会議所	参加者	21名
テーマ	後輩指導力の向上と中堅・ベテラン従業員の役割				
講師	クライテリオン経営研究所 代表 稲見匡規氏				

開催日	令和6年9月10日	場 所	栃木県南地域地場産業振興センター	参加者	25名
テーマ	生産現場の問題解決セミナー				
講 師	(一社)中部産業連盟 江本正志 氏				
開催日	令和6年9月11日	場 所	佐野商工会議所	参加者	16名
テーマ	ものづくりの仕事のしくみと生産性向上セミナー				
講 師	クライテリオン経営研究所 代表 稲見匡規 氏				
開催日	令和6年10月3日	場 所	佐野商工会議所	参加者	18名
テーマ	生産性向上セミナー				
講 師	(一社)中部産業連盟 江本正志 氏				
開催日	令和6年10月24日	場 所	佐野商工会議所	参加者	63名
テーマ	法改正対策セミナー				
講 師	(社)田村社労士事務所 田村桂介 氏・岩崎剛人 氏				
開催日	令和6年11月13日	場 所	佐野商工会議所	参加者	17名
テーマ	生産性向上セミナー				
講 師	クライテリオン経営研究所 代表 稲見匡規 氏				
開催日	令和7年2月21日	場 所	佐野商工会議所	参加者	39名
テーマ	人事コンサルティングセミナー				
講 師	(社)田村社労士事務所 大澤努 氏				
開催日	令和7年2月19日	場 所	仙水閣	参加者	41名
テーマ	企業経営から見た“事業承継”とその“対策”				
講 師	浅沼みらい税理士法人 代表税理士 浅沼孝男 氏				

イ 一般公開講演会

開催日	令和6年11月19日	場 所	サンルート佐野	参加者	226名
テーマ	富士山から日本を変える～山から学んだ環境問題～				
講 師	アルピニスト 亜細亜大学特別招聘教授 野口健 氏				

(2) インターネットセミナー（オンデマンド配信）

開催日	年間365日（24時間）常時配信
テーマ	全700タイトル以上配信 経営、労務、税務、経理、法律、政治、経済、人材育成、環境 他
講 師	経済評論家、弁護士、税理士、社労士、ジャーナリスト 他
参加者	年間アクセス数／5,207件 会員ログイン数／959件

公-3 地域社会への貢献を目的とする事業

(1) 社会福祉、環境問題などの改善に資する事業

ア 福祉施設等への衛生物品の寄贈

令和6年6月26日 希望のあった特別養護老人ホーム蓬莱荘へデコパージュ石鹸の出前授業を行った。 4名参加

イ 節電キャンペーン（いちごプロジェクト）の実践

節電啓発用うちわ100本を配布し「無理のない節電」への協力を呼びかけた。

(2) 地域社会の事業活動に対する支援

・令和6年9月25日 災害被災地支援チャリティーゴルフコンペの募金収益金80,000円を日本赤十字社を通じ「令和6年7月25日からの大雨災害義援金（山形・秋田県）」へ寄贈した。

・一般公開で健康セミナーを開催した。

開催日	令和6年10月17日	場所	佐野商工会議所	参加者	9名
テーマ	イスを使った骨盤底筋ヨガ				
講師	保健師・ヨガインストラクター 前嶋みなも 氏				

開催日	令和7年 3月15日	場所	佐野商工会議所	参加者	101名
テーマ	108歳まで元気に生きるために～対症療法から抜けて根本療法へ～				
講師	医師 巽一郎 氏				

Ⅳ. 共 益 事 業（会員対象事業）

(1) 会員福利厚生制度事業

令和6年 6月13日 会員の福利厚生制度の充実推進に功績のあった提携会社の推進員(代理店)を通常総会席上にて表彰した。

令和6年 6月 4日 第1回厚生委員会 出席者 7名

令和6年 7月23日 拡大厚生委員会 出席者 41名

(2) 会員増強運動

ア 組織（令和7年3月31日）

会員数 1,156社 組織率47.9%（法人数 2,415社）

イ 役員数	役 職	会 長	副会長	常任理事	理 事	監 事	合 計
	役員数	1	4	8	20	3	36

ウ 組織の充実・強化

令和6年6月13日 令和5年度会員増強功績者を通常総会席上にて表彰した。

令和6年6月19日 第1回組織委員会 出席者 6名

7月から翌年3月までを会員増強期間とし、会を挙げて加入勧奨に努めた。

エ 会員異動状況

支部	令和6年3月31日			期 中 異 動			令和7年3月31日		
	法人数	会員数	加入率	入会	退会	増減	法人数	会員数	加入率
佐野	1,713	798	46.6%	15	38	△23	1,760	775	44.0%
田沼	439	236	53.8%	6	7	△1	444	235	52.9%
葛生	218	151	69.3%	0	5	△5	211	146	69.2%
合計	2,370	1,185	50.0%	21	50	△29	2,415	1,156	47.9%

(3) 青年部会・女性部会の異動状況

	令和6年3月31日	期 中 異 動			令和7年3月31日
		入会	退会	増減	
青 年 部 会	80	2	(内卒業7) 9	△7	73
女 性 部 会	60	3	1	2	62

(4) 会員交流事業の開催

日 程	事 業 名	開催場所	出席者
R6. 5.21	女性部会 決算報告会懇親会	京かのこ	9 名
5.24	青年部会 決算報告会懇親会	仙水閣	32 名
6.13	総会会員交流会	サンルート佐野	74 名
9.19	女性部会 県外視察研修会	都内	22 名
9.25	青年部会主催災害被災地支援 チャリティーゴルフコンペ	東松苑ゴルフ倶楽部	40 名
	第1回会員親睦事業分科会(6/25)	佐野法人会	9 名
	第2回会員親睦事業分科会(8/21)	//	9 名
	第3回会員親睦事業分科会(9/ 3)	//	7 名
10.30	会員親睦研修会	鎌倉市 建長寺	27 名
11. 8	青年部会 会員交流研修会	福井県 石川県	16 名
11.19	一般公開講演会反省会	サンルート佐野	27 名
R7. 2. 3	新春会員交流会	//	77 名
2.19	青年部会 新春懇談会	仙水閣	32 名
3.15	女性部会講演会反省会	三岩	8 名

V. 法人管理運営事業

(1) 諸会議の開催

ア 総会

日 程	令和 6 年 6 月 13 日	出席者	92 名 委任状 488
場 所	ホテルサンルート佐野		

イ 理事会

日 程	会 議 名	開催場所	出席者
R6. 5.27	第 1 回理事会	佐野商工会議所	27 名
11. 1	第 2 回理事会	//	26 名
R7. 3. 4	第 3 回理事会	//	27 名
3.19	第 4 回理事会	書面開催	36 名

ウ 正副会長会議

日 程	会 議 名	開催場所	出席者
R6. 5.20	第 1 回正副会長会議	佐野法人会	5 名
8.19	第 2 回正副会長会議	//	3 名
10.24	第 3 回正副会長会議	//	4 名
R7. 2.29	第 4 回正副会長会議	//	5 名
3.28	第 5 回正副会長会議	//	5 名

エ 会計監査会

日 程	会 議 名	開催場所	出席者
R6. 4.26	第 1 回会計監査	佐野法人会	3 名
10. 8	第 2 回会計監査	//	4 名

オ 総務委員会

日 程	会 議 名	開催場所	出席者
R6. 5.16	第 1 回総務委員会	佐野法人会	7 名
10.16	第 2 回総務委員会	//	5 名
R7. 2.13	第 3 回総務委員会	//	6 名

カ 青年部会

日 程	会 議 名	開催場所	出席者
R6. 5.16	第1回正副部会長会議	佐野法人会	5名
5.24	第1回理事会	仙水閣	9名
//	決算報告会	//	27名
11.24	第2回正副部会長会議	佐野法人会	5名
R7. 3.24	分科会編成会議	//	5名

キ 女性部会

日 程	会 議 名	開催場所	出席者
R6. 4.24	第1回正副部会長会議	佐野法人会	5名
5.21	第1回理事会	//	8名
//	決算報告会	足利市 京かのこ	9名
12.12	足利法人会合同正副部会長会議	ニューミヤコホテル	6名

(2) 関係諸機関との連携協調

ア 栃木県法人会連合会

日 程	会 議 名 ・ 事 業 名	開催場所
R6. 4.24	事務局長会議	ホテル東日本宇都宮
//	福利厚生制度「キックオフ」会議	//
5.20	総務委員会	法人会会館
5.21	正副会長会議・理事会	ホテル東日本宇都宮
6.18	第13回通常総会	//
8.22	栃法連青年部会連絡協議会役員会	ホテルザセントレー
9. 4	事務局長会議	法人会会館
9.10	税制委員会	//
9.12	研修委員会	//
9.17	厚生委員会	//
//	組織委員会	//
9.24	広報委員会	//
10.22	総務委員会	//
10.29	正副会長会議・理事会	ホテル東日本宇都宮
11.15	県法連 会員研修会 「働き方改革の推進に向けた県の取組」 講師：栃木県産業労働観光部 労働政策課係長 三村友宏氏 「企業の税務コンプライアンス向上策」 講師：栃木県法人会連合会 専務理事 館野淳氏 「木山裕策講演会」 講師：歌手・がんガババー 木山裕策氏	宇都宮市文化会館
12. 6	女連協役員会	法人会会館
12.11	正副会長会議	ホテル丸治
12.17	事務局長会議	法人会会館
R7. 1.29	税制委員会	//
2.20	研修委員会	//
3. 4	組織委員会	//
3. 5	広報委員会	//
3.10	厚生委員会	//
3.17	総務委員会	//
3.19	正副会長会議・理事会	ホテル東日本宇都宮

イ 全国法人会総連合

日 程	会 議 名 ・ 事 業 名	開催場所
R6. 7. 12	広報委員会	全法連会館
R7. 1. 22	新年賀詞交歓会	帝国ホテル
2. 6	税制セミナー	ハイアットリージェンシー東京
2. 12	広報委員会	全法連会館
3. 7	事務局セミナー	ハイアットリージェンシー東京

ウ 関東信越局法人会連絡協議会

日 程	会 議 名 ・ 事 業 名	開催場所
R6. 8. 27	令和 6 年度通常役員総会	THE MARKGRAND HOTEL
9. 13	青年部会合同セミナー	新潟県ホテルイタリア軒
12. 2	事務局職員セミナー (web 開催)	—
R7. 2. 7	関東信越国税局幹部との協議会	法人会会館

(3) その他

市内の各種団体・委員会・協議会等に参画し地域社会との連携協調を図った。

関東信越税理士会佐野支部	佐野商工会議所
佐野市租税教育推進協議会	佐野市あそ商工会
佐野税務署管内青色申告会連合会	佐野間税会
佐野税務署管内納税貯蓄組合連合会	佐野市社会福祉協議会
一般社団法人佐野青年会議所	日本クリケット協会
正しい申告と納税推進都市協議会	さのまるサポーターズ
佐野市民活動センター*通称「ここねっと」	

以 上

事業報告附属明細書

「重要な事項」に該当するものはない。

第2号議案

令和 6 年度 収支決算報告の件

貸 借 対 照 表

令和 7年 3月 31日現在

公益社団法人 佐 野 法 人 会

(単位：円)

科 目	6 年 度	5 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
1. 流動資産			
現金	0	0	0
普通預金	6,574,612	5,817,338	757,274
【 流 動 資 産 合 計 】	6,574,612	5,817,338	757,274
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
公益目的事業資産	850,000	850,000	0
公益周年事業資産	1,400,000	1,350,000	50,000
共益周年事業資産	1,000,000	900,000	100,000
財政調整引当資産	3,000,000	3,000,000	0
車輛運搬具積立資産	2,000,000	2,000,000	0
備品再取得積立資産	200,000	200,000	0
退職給付引当資産	2,000,000	2,000,000	0
【 特 定 資 産 合 計 】	10,450,000	10,300,000	150,000
(2) その他の固定資産			
構築物	149,375	165,972	△ 16,597
車両運搬具	1	1	0
リサイクル預託金	10,810	10,810	0
電話加入権	147,784	147,784	0
【その他の固定資産合計】	307,970	324,567	△ 16,597
【 固 定 資 産 合 計 】	10,757,970	10,624,567	133,403
【 資 産 合 計 】	17,332,582	16,441,905	890,677
II 負 債 の 部			
1. 流動負債			
未払金	16,100	6,000	10,100
預り金	26,700	24,490	2,210
【 流 動 負 債 合 計 】	42,800	30,490	12,310
2. 固定負債			
退職給付引当金	2,000,000	2,000,000	0
【 固 定 負 債 合 計 】	2,000,000	2,000,000	0
【 負 債 合 計 】	2,042,800	2,030,490	12,310
III 正 味 財 産 の 部			
1. 指定正味財産	850,000	850,000	0
(うち特定資産への充当額)	(850,000)	(850,000)	(0)
2. 一般正味財産	14,439,782	13,561,415	878,367
(うち特定資産への充当額)	(7,600,000)	(7,450,000)	(150,000)
【正味財産合計】	15,289,782	14,411,415	878,367
【負債・正味財産合計】	17,332,582	16,441,905	890,677

令和6年度正味財産増減計算書 (決算書)

令和 6年 4月 1日～令和 7年 3月 31日

公益事業比率
68.4%

公益社団法人 佐野法人会

(単位: 円)

科	目	6 年 度	5 年 度	差 異	備 考
I 一般正味財産増減の部					
i 経常増減の部					
(1) 経常収益					
特定資産運用益	特定資産受取利息	188	175	13	特定資産(定期預金)利息
受取会費	正会員受取会費	7,039,000	7,070,000	△ 31,000	正会員会費
	賛助会員受取会費	314,000	292,000	22,000	賛助会員会費
	小 計	7,353,000	7,362,000	△ 9,000	
事業収益	研修事業収益	0	0	0	各種セミナー等の受講料
	租税教育事業収益	314,910	224,000	90,910	部会全国大会 他 参加費
	社会貢献事業収益	80,000	77,000	3,000	チャリティーコンペ募金
	福利厚生事業収益	0	0	0	福利厚生懇談会参加会費
	会員親睦事業収益	350,532	469,750	△ 119,218	視察研修会・新年交流会等の参加費
	小 計	745,442	770,750	△ 25,308	
受取補助金	全法連助成金振替額	8,062,300	8,214,200	△ 151,900	全法連より助成金 補助金
	県法連補助金	847,000	875,000	△ 28,000	栃木県法連より補助金
	その他補助金	30,000	30,000	0	関東信越税理士会より補助金
	小 計	8,939,300	9,119,200	△ 179,900	
受取負担金	青年部会負担金	219,000	240,000	△ 21,000	青年部活動年会費
	女性部会負担金	61,000	60,000	1,000	女性部活動年会費
	会員負担金	6,000	48,000	△ 42,000	懇親会参加費
	小 計	286,000	348,000	△ 62,000	
受取寄付金	受取寄付金	0	0	0	
	募金収益	0	0	0	
	小 計	0	0	0	
雑収益	受取利息	4,864	66	4,798	普通預金利息
	広告収入	220,000	200,000	20,000	広告掲載料
	雑収入	664,008	805,308	△ 141,300	褒賞金、御芳志、その他
	小 計	888,872	1,005,374	△ 116,502	
【経常収益計】		18,212,802	18,605,499	△ 392,697	
(2) 経常費用					
1. 事業費	給料手当	6,028,702	5,926,597	102,105	職員給料
	臨時雇用賃金	0	0	0	アルバイト代
	退職給付費用	259,200	259,200	0	職員退職金積立金
	福利厚生費	1,055,339	1,048,514	6,825	法定福利費、他
	会議費	996,186	982,445	13,741	事業、会議、会員交流会等費用
	旅費交通費	907,926	524,952	382,974	全国大会・視察研修会、他
	通信運搬費	671,726	650,494	21,232	会議・研修案内、電話代等
	減価償却費	0	0	0	固定資産等の減価償却
	消耗什器備品費	24,697	17,636	7,061	少額備品
	消耗品費	520,164	606,033	△ 85,869	消耗品
	修繕費	215,100	115,330	99,770	什器保守管理
	印刷製本費	1,119,868	1,030,214	89,654	会報、講演セミナー案内、賞状、他

科 目		6 年 度	5 年 度	差 異	備 考
	燃料費	35,516	33,098	2,418	公用車燃料代
	光熱水料費	51,311	47,135	4,176	事務室電気料（商工会議所）
	賃借料	647,622	647,622	0	事務室賃借料（商工会議所）
	保険料	62,548	59,784	2,764	公用車保険・事業参加者用保険
	諸謝金	1,354,082	1,129,570	224,512	講師謝金、他
	租税公課	50,130	41,040	9,090	公用車自動車税、消費税
	事務委託費	9,000	9,000	0	支部事務委託手数料（あそ商工会）
	支払負担金	141,000	180,000	△ 39,000	各大会、会議、研修会参加費等
	支払寄付金	80,000	77,000	3,000	チャリティー募金の寄贈
	委託費	118,800	118,800	0	インターネットセミナー、他
	会場費	566,956	524,564	42,392	講演会・セミナー等の会場費
	広告宣伝費	0	22,200	△ 22,200	講演会・セミナー、他広告掲載料
	表彰費	98,875	144,492	△ 45,617	絵はがき等、作品表彰
	リース料	17,819	18,259	△ 440	コピー機、他
	事務所管理費	144,936	144,936	0	事務室共益費（商工会議所）
	支払手数料	343,871	354,492	△ 10,621	振替・振込手数料、クラウド利用料、他
	新聞図書費	7,560	11,123	△ 3,563	研修会テキスト等購入費
	電算委託費	0	2,970	△ 2,970	パソコンシステム等の調整等
	雑 費	0	0	0	諸雑費
	小 計	15,528,934	14,727,500	801,434	
2. 管理費	給料手当	669,856	658,512	11,344	職員給料
	臨時雇用賃金	0	0	0	アルバイト代
	退職給付費用	28,800	28,800	0	職員退職金積立金
	福利厚生費	117,260	116,501	759	法定福利費、他
	会議費	161,181	179,649	△ 18,468	総会、理事会、委員会、部会費用
	旅費交通費	11,532	7,578	3,954	出張交通費
	通信運搬費	62,609	61,001	1,608	電話・郵券代
	減価償却費	16,597	18,441	△ 1,844	固定資産等の減価償却
	消耗什器備品費	1,123	1,960	△ 837	少額備品
	消耗品費	28,173	32,615	△ 4,442	消耗品
	修繕費	23,901	12,814	11,087	什器保守管理料
	印刷製本費	37,195	30,076	7,119	パンフレット、封筒、他
	燃料費	3,947	3,677	270	公用車自動車税、消費税
	光熱水料費	5,701	5,238	463	事務室電気料（商工会議所）
	賃借料	71,958	71,958	0	事務室賃借料（商工会議所）
	保険料	6,682	6,376	306	公用車保険料等
	租税公課	5,570	4,560	1,010	公用車自動車税、消費税
	事務委託費	1,000	1,000	0	支部事務委託手数料（あそ商工会）
	支払負担金	10,000	122,500	△ 112,500	事業参加費等
	支払寄付金	40,000	70,000	△ 30,000	地域イベント協賛金 能登地震義援金
	委託費	0	0	0	
	広告宣伝費	0	1,000	△ 1,000	広告掲載費用
	表彰費	57,460	62,830	△ 5,370	功労者表彰、他
	リース料	1,981	1,981	0	コピー機、他
	事務所管理費	16,104	16,104	0	事務室共益費（商工会議所）

科 目		6 年 度	5 年 度	差 異	備 考
	支払手数料	37,010	38,460	△ 1,450	振替・振込手数料、クレジット利用料、他
	新聞図書費	840	1,237	△ 397	新聞代、他
	電算委託費	0	330	△ 330	パソコンシステム等の調整等
	諸会費	190,750	150,550	40,200	全法連、県連、他団体年会費
	渉外慶弔費	198,271	73,750	124,521	他団体会合参加祝金、慶弔費用等
	雑 費	0	0	0	諸雑費
	小 計	1,805,501	1,779,498	26,003	
	【経常費用計】	17,334,435	16,506,998	827,437	
	【当期経常増減額】	878,367	2,098,501	△ 1,220,134	
ii. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
	【経常外収益計】	0	0	0	
(2) 経常外費用					
	法人税・住民税・事業税	0	0	0	
	【経常外費用計】	0	0	0	
	【当期経常外増減額】	0	0	0	
	【当期一般正味財産増減額】	878,367	2,098,501	△ 1,220,134	
	【一般正味財産期首残高】	13,561,415	11,462,914	2,098,501	
	【一般正味財産期末残高】	14,439,782	13,561,415	878,367	
II 指定正味財産増減の部					
	受取全法連助成金	8,062,300	8,214,200	△ 151,900	
	受取県法連補助金	847,000	875,000	△ 28,000	
	その他補助金	30,000	30,000	0	
	〔指定正味財産合計額〕	8,939,300	9,119,200	△ 179,900	
	〔一般正味財産への振替額〕	△ 8,939,300	△ 9,119,200	179,900	
	【当期指定正味財産増減額】	0	0	0	
	〔指定正味財産期首残高〕	850,000	850,000	0	
	〔指定正味財産期末残高〕	850,000	850,000	0	
	III 正味財産期末残高	15,289,782	14,411,415	878,367	

令和6年度正味財産増減計算書内訳表

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月 31日まで

公益事業比率 68.4%

公益社団法人 佐野法人会

(単位:円)

科 目	公益事業会計				公益事業合計	収益事業会計 (会員交流)	法人会計	合計決算額
	公 1 税関連事業	公 2 企業支援事業	公 3 社会貢献事業					
I 一般正味財産増減の部								
Ⅰ. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
特定資産運用益	188	0	0	188	0	0	188	188
特定資産受取利息	188	0	0	188	0	0	188	188
受取会費	896,098	1,524,749	451,082	2,871,929	2,622,075	1,858,996	7,353,000	7,353,000
正会員受取会費	582,098	1,524,749	451,082	2,557,929	2,622,075	1,858,996	7,039,000	7,039,000
賛助会員受取会費	314,000	0	0	314,000	0	0	314,000	314,000
事業収益	314,910	0	80,000	394,910	350,532	0	745,442	745,442
研修事業収益	0	0	0	0	0	0	0	0
租税教育事業収益	314,910	0	0	314,910	0	0	314,910	314,910
社会貢献事業収益	0	0	80,000	80,000	0	0	80,000	80,000
福利厚生事業収益	0	0	0	0	0	0	0	0
会員親睦事業収益	0	0	0	0	350,532	0	350,532	350,532
受取補助金等	5,316,052	2,567,533	487,715	8,371,300	0	568,000	8,939,300	8,939,300
全法連助成金振替額	4,669,052	2,537,533	487,715	7,694,300	0	368,000	8,062,300	8,062,300
県連補助金	647,000	0	0	647,000	0	200,000	847,000	847,000
その他補助金	0	30,000	0	30,000	0	0	30,000	30,000
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金	0	0	0	0	286,000	0	286,000	286,000
青年部会受取負担金	0	0	0	0	219,000	0	219,000	219,000
女性部会受取負担金	0	0	0	0	61,000	0	61,000	61,000
会員負担金	0	0	0	0	6,000	0	6,000	6,000
雑収益	220,000	0	0	220,000	412,000	256,872	888,872	888,872
受取利息	0	0	0	0	0	4,864	4,864	4,864
広告料収益	220,000	0	0	220,000	0	0	220,000	220,000
雑収益		0	0	0	412,000	252,008	664,008	664,008
経 常 収 益 計	6,747,248	4,092,282	1,018,797	11,858,327	3,670,607	2,683,868	18,212,802	18,212,802
(2) 経常費用								
事業費	6,747,248	4,092,282	1,018,797	11,858,327	3,670,607		15,528,934	15,528,934
給料手当	2,967,461	1,473,683	395,215	4,836,359	1,192,343		6,028,702	6,028,702
臨時雇賃金	0	0	0	0	0		0	0
退職給付費用	127,584	63,360	16,992	207,936	51,264		259,200	259,200
福利厚生費	519,461	257,972	69,183	846,616	208,723		1,055,339	1,055,339
会議費	207,205	16,100	5,250	228,555	767,631		996,186	996,186

科	目	公益事業会計				公益事業合計	収益事業会計 (会員交流)	法人会計	合計決算額
		公1 税関連事業	公2 企業支援事業	公3					
				社会貢献事業					
	旅費交通費	528,887	32,268	23,043	584,198	323,728		907,926	
	通信運搬費	373,577	149,766	36,939	560,282	111,444		671,726	
	減価償却費	0	0	0	0	0		0	
	消耗什器備品費	19,570	2,468	662	22,700	1,997		24,697	
	消耗品費	146,303	77,831	29,782	253,916	266,248		520,164	
	修繕費	105,877	52,580	14,101	172,558	42,542		215,100	
	印刷製本費	742,007	223,327	58,849	1,024,183	95,685		1,119,868	
	燃料費	17,482	8,682	2,328	28,492	7,024		35,516	
	光熱水料費	25,256	12,543	3,364	41,163	10,148		51,311	
	賃借料	318,774	158,308	42,455	519,537	128,085		647,622	
	保険料	29,606	17,103	3,943	50,652	11,896		62,548	
	諸謝金	10,000	1,117,260	160,000	1,287,260	66,822		1,354,082	
	租税公課	24,675	12,254	3,286	40,215	9,915		50,130	
	事務委託費	4,430	2,200	590	7,220	1,780		9,000	
	支払負担金	0	0	0	0	141,000		141,000	
	支払寄付金	0	0	80,000	80,000	0		80,000	
	委託費	0	118,800	0	118,800	0		118,800	
	会場費	229,020	169,972	38,714	437,706	129,250		566,956	
	広告宣伝費	0	0	0	0	0		0	
	表彰費	98,875	0	0	98,875	0		98,875	
リース料	8,771	4,356	1,168	14,295	3,524		17,819		
事務所管理費	71,341	35,429	9,501	116,271	28,665		144,936		
支払手数料	167,365	84,172	22,936	274,473	69,398		343,871		
新聞図書費	3,721	1,848	496	6,065	1,495		7,560		
電算委託費	0	0	0	0	0		0		
雑費	0	0	0	0	0		0		
管理費						1,805,501	1,805,501		
	給料手当					669,856	669,856		
	臨時雇賃金					0	0		
	退職給付費用								
	福利厚生費					28,800	28,800		
	会議費					117,260	117,260		
	旅費交通費					161,181	161,181		
	通信運搬費					11,532	11,532		
	減価償却費					62,609	62,609		
	消耗什器備品費					16,597	16,597		
	消耗品費					1,123	1,123		
	修繕費					28,173	28,173		
	印刷製本費					23,901	23,901		
燃料費					37,195	37,195			
					3,947	3,947	3,947		

科 目	公益事業会計			公益事業合計	収益事業会計 (会員交流)	法人会計	合計決算額
	公 1 税関連事業	公 2 企業支援事業	公 3 社会貢献事業				
光熱水料費						5,701	5,701
賃借料						71,958	71,958
保険料						6,682	6,682
租税公課						5,570	5,570
事務委託費						1,000	1,000
支払負担金						10,000	10,000
支払寄付金						40,000	40,000
委託費						0	0
広告宣伝費						0	0
表彰費						57,460	57,460
リース料						1,981	1,981
事務所管理費						16,104	16,104
支払手数料						37,010	37,010
新聞図書費						840	840
電算委託費						0	0
諸会費						190,750	190,750
渉外慶弔費						198,271	198,271
雑費						0	0
経 常 費 用 計	6,747,248	4,092,282	1,018,797	11,858,327	3,670,607	1,805,501	17,334,435
当 期 経 常 増 減 額	0	0	0	0	0	878,367	878,367
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用							
経常外収益	0	0	0	0	0	0	0
当 期 経 常 外 増 減 額	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	0	0	0	0	0	878,367	878,367
他会計振替				50,000	100,000	△ 150,000	0
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	0	0	0	50,000	100,000	728,367	878,367
一般正味財産期首残高				1,464,506	928,230	11,168,679	13,561,415
一般正味財産期末残高				1,514,506	1,028,230	11,897,046	14,439,782
II 指定正味財産増減の部							
受取全法連補助金	4,669,052	2,537,533	487,715	7,694,300	0	368,000	8,062,300
受取県連補助金	647,000	0	0	647,000	0	200,000	847,000
その他の受取補助金	0	30,000	0	30,000	0	0	30,000
一般正味財産への振替額	△ 5,316,052	△ 2,567,533	△ 487,715	△ 8,371,300	0	△ 568,000	△ 8,939,300
当 期 指 定 正 味 財 産 振 替 額	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	850,000	0	0	850,000
指定正味財産期末残高	0	0	0	850,000	0	0	850,000
III 正味財産期末残高				2,364,506	1,028,230	11,897,046	15,289,782

財務諸表に対する注記

令和 7年 3月 31日現在

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法 ……… 定率法により実施。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金 ……… 職員の退職給付に備えるため、当期末において発生していると認められる額を、期末自己都合要支給額に基づいて計上。

(3) 消費税等の会計処理 ……… 消費税込額で表示。

2. 特定資産の増減額及び残高は、次のとおりである。(単位 : 円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
公益目的事業資産	850,000	0	0	850,000
公益周年事業資産	1,350,000	50,000	0	1,400,000
共益周年事業資産	900,000	100,000	0	1,000,000
財政調整引当資産	3,000,000	0	0	3,000,000
車輛運搬具積立資産	2,000,000	0	0	2,000,000
備品再取得積立資産	200,000	0	0	200,000
退職給付引当金	2,000,000	0	0	2,000,000
合 計	10,300,000	150,000	0	10,450,000

3. 引当金の明細(内訳)は次のとおりである。(単位 : 円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	2,000,000	0	0	0	2,000,000

4. 特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。(単位 : 円)

科 目	当期末残高	うち指定正味財産 からの充当額	うち一般正味財産 からの充当額	うち負債に 対応する額
公益目的事業資産	850,000	850,000	0	0
公益周年事業資産	1,400,000	0	1,400,000	0
共益周年事業資産	1,000,000	0	1,000,000	0
財政調整引当資産	3,000,000	0	3,000,000	0
車輛運搬具積立資産	2,000,000	0	2,000,000	0
備品再取得積立資産	200,000	0	200,000	0
退職給付引当資産	2,000,000	0	0	2,000,000
合 計	10,450,000	850,000	7,600,000	2,000,000

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりである。(単位：円)

科 目	取得価格	当期減価償却額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具（ホンダフィット）	1,049,190	0	1,049,189	1
リサイクル預託金	10,810	—	—	10,810
電話加入権	147,784	—	—	147,784
構築物（広告塔1基）	432,000	16,597	282,625	149,375
合 計	1,639,784	16,597	1,331,814	307,970

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は次のとおりである。(単位：円)

補助金等の 名 称	交付者	前期残高	当期増額	当期減額	期末残高	貸借対照表上 の記載区分
助成金 (全法連助成金)	(公財) 全国 法人会総連合	850,000	8,062,300	8,062,300	850,000	公益目的 事業資産
補助金等 (県連補助金)	(一社) 栃木県 法人会連合会	0	847,000	847,000	0	
その他補助金	関東信越税理士会 佐野支部	0	30,000	30,000	0	
合 計		850,000	8,939,300	8,939,300	850,000	

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳 (単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	8,939,300

附属明細書

財務諸表に対する注記2.に記載のとおり。

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記3.に記載のとおり。

2. 引当金の明細

財 産 目 録

令和 7年 3月 31日現在

公益社団法人 佐 野 法 人 会

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量 等	使用目的等	金額
【流動資産】	現 金	手許保管	運転資金として	0
	預 金	普通預金 (市内7行 12支店)	運転資金として	6,574,612
【流 動 資 産 合 計】				6,574,612
【固定資産】 特 定 資 産	公益目的事業資産	(普通預金) 東和銀行佐野支店	公益目的事業費に充てる	850,000
	公益周年事業資産	(定期預金) 栃木銀行佐野支店	公益周年記念事業に充てる 特定費用準備資金	1,400,000
	共益周年事業資産	(定期預金) 佐野信用金庫本店	共益周年記念事業に充てる 特定費用準備資金	1,000,000
	財政調整引当資産	(定期預金) 栃木銀行佐野支店	運用益を管理運営の財源として使用している	3,000,000
	車輛運搬具積立資産	(定期預金) 足利銀行佐野支店	車輛運搬具の買換えに備えたもの	2,000,000
	備品再取得積立資産	(定期預金) 足利銀行佐野支店	什器備品の取得・買換えに備えたもの	200,000
	退職給付引当資産	(定期預金) 佐野信用金庫本店	職員に対する退職金支払に備えたもの	2,000,000
その他 固定資産	構 築 物	広告塔 1基 (佐野市万町2774番地)		149,375
	車 輛 運 搬 具	乗用車 1台 (ホンダフィット)	(共用財産) うち、 公益目的保有財産 72.2% その他の事業の用に供する財産 17.8% 法人の管理運営の用に供する財産 10%	1
	リサイクル預託金	乗用車 1台分 (ホンダフィット)	(共用財産) 車輛廃棄時のリサイクルに備えたもの。 うち、 公益目的保有財産 72.2% その他の事業の用に供する財産 17.8% 法人の管理運営の用に供する財産 10%	10,810
	電 話 加 入 権	0283-22-8884 0283-21-2523	(共用財産) うち、 公益目的保有財産 72.2% その他の事業の用に供する財産 17.8% 法人の管理運営の用に供する財産 10%	147,784
【固 定 資 産 合 計】				10,757,970
資 産 合 計				17,332,582
【流動負債】	未払金	租税公課	未払い消費税	16,100
	預り金	職員に関するもの	源泉税等	26,700
【流 動 負 債 合 計】				42,800
【固定負債】	退職給付引当金	職員に関するもの	職員に対する退職金支払に備えたもの	2,000,000
【固 定 負 債 合 計】				2,000,000
負 債 合 計				2,042,800
正 味 財 産				15,289,782

監 査 報 告 書

私たち監事は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの会計年度における公益社団法人佐野法人会の会計及び業務監査を行いました。

その結果については、次のとおり報告します。

1 監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、財務諸表並びに収支計算書の正確性を検討した。
- (2) 業務監査について、事務局から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及び付属明細書は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書及びその付属明細書の内容は、真実であると認める。
- (3) 理事の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な過失はないと認める。

令和 7 年 5 月 2 日

監 事 兵 藤 敏 和 ㊞

監 事 田 村 桂 介 ㊞

監 事 田 沼 照 康 ㊞

公益社団法人 佐 野 法 人 会
会 長 金 子 重 雄 殿

.....
(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は個人情報保護のため当社団が別途保管しております。

任 期 満 了 に 伴 う 役 員 改 選 の 件

① 定款変更について

② 役員改選について

議案 3 - ① 定款の変更について

令和 7 年 4 月より「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の一部が改正されました。

今回の改正により、自律的なガバナンスの充実、透明性の向上のため外部監事の導入が義務付けられました。そのため令和 7 年度（第 8 期）の役員改選より、これに対応することとなります。

また、改正に伴い定款の一部を変更する必要がありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

変更前	変更後
（役員の配置） 第 18 条 この法人に次の役員を置く。 理 事 20 名以上 40 名以内 監 事 <u>3</u> 名以内 （役員の選任等） 第 19 条 理事及び監事は、総会の決議によって <u>会員の中から選任する。</u> 2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。 3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他それに準ずる相互の密接な関係である者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。	（役員の配置） 第 18 条 この法人に次の役員を置く。 理 事 20 名以上 40 名以内 監 事 <u>4</u> 名以内 （役員の選任等） 第 19 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。 2～4 は変更なし

議案 3 - ② 役員改選について

(公社) 佐野法人会 第8期 理事・監事候補者

(任期 令和7年6月 ～ 令和9年6月)

役職名	氏 名	所 属 企 業 名	役 職
理事	金 子 重 雄	株式会社カネコ	代表取締役会長
〃	福 田 紳 一	福田建設株式会社	代表取締役
〃	村 檉 太 郎	村檉石灰工業株式会社	代表取締役
〃	人 見 康 浩	株式会社H I T O M I	代表取締役
〃	宗 像 晋 也	佐野信用金庫	常務理事
〃	横 井 孝	株式会社ホクサン	代表取締役会長
〃	中 田 英 昭	株式会社中田自動車整備工場	代表取締役
〃	兵 藤 勇	日本友愛警備保障株式会社	代表取締役
〃	遠 藤 計 二	遠藤食品株式会社	専務取締役
〃	川 久 保 憲 司	山越建設株式会社	代表取締役
〃	安 藤 知 彦	アンドー株式会社	代表取締役
〃	平 岩 秀 一	平岩鋼業株式会社	代表取締役
〃	大 関 輝 雄	株式会社さんだい	代表取締役
〃	三 好 仁	昭和電機株式会社	代表取締役
〃	勅 使 川 原 唯 男	株式会社勅使川原精麦所	代表取締役
〃	山 根 国 雄	山野井砕石工業株式会社	経理部長
〃	神 山 悦 宏	東京石灰工業株式会社	常務執行役員
〃	野 部 武 典	有限会社味噌まんじゅう新井屋	代表取締役
〃	福 留 俊 幸	大幸建設株式会社	代表取締役
〃	奥 利 文	株式会社奥木工建設	代表取締役
〃	相 子 正 幸	相子保全株式会社	代表取締役
〃	飯 島 満 弘	株式会社飯島電設	取締役
〃	奥 山 浩 司	日本プラスター株式会社	代表取締役
〃	納 富 慎 太 郎	株式会社日環	代表取締役
〃	森 下 武 夫	三福工業株式会社	常務取締役
〃	磯 崎 充 敏	吉澤石灰工業株式会社	執行役員経理部長
〃	矢 島 吉 紀	やじま印刷株式会社	代表取締役
〃	須 藤 敏 行	メイトーハイテックス合同会社	代表社員
〃	田 澤 悟	田沢工業株式会社	代表取締役
〃	岩 崎 旭	アイ・テック株式会社	代表取締役
〃	木 村 一 成	株式会社木村土建	代表取締役
〃	中 田 朝 美	株式会社中田自動車工場	取締役
〃	中 里 聖 子	中里建設株式会社	代表取締役専務
監事	兵 藤 敏 和	兵藤敏和税理士事務所	代表
〃	田 村 桂 介	有限会社人事・労務コンサルティング オフィス	代表取締役
〃	田 沼 照 康	税理士法人田沼税務会計事務所	代表
〃	倉 持 孝 志	倉持孝志税理士事務所	代表

